

と畜検査について

(公衆衛生獣医師の現状)

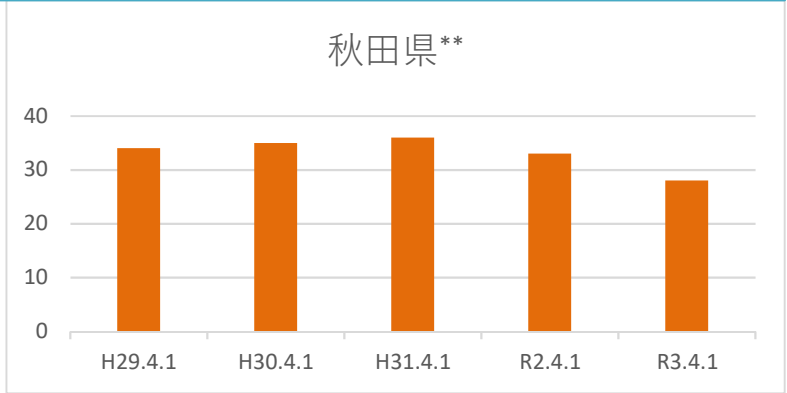
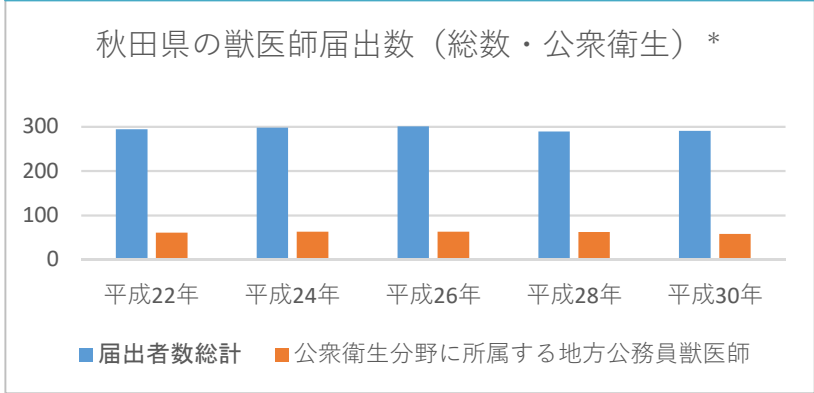
令和3年10月
厚生労働省医薬・生活衛生局

秋田県の公衆衛生獣医師の確保状況

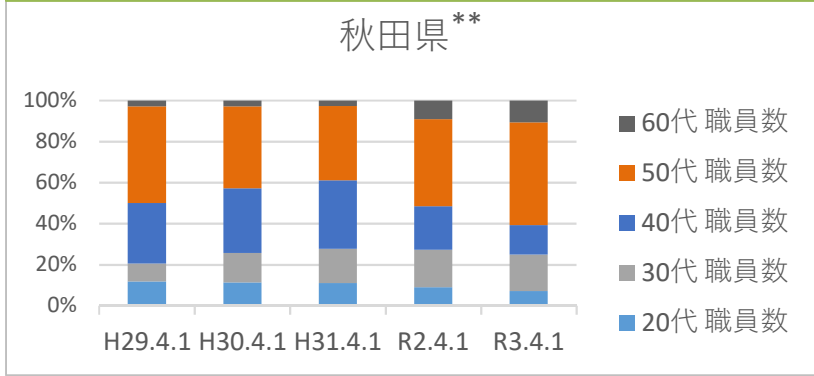
(人口 約100万人; 年齢構成比 0~14歳:15~64歳:65歳以上=1:5:4)

- ・秋田県は公衆衛生獣医師数が減少傾向にあり、50歳代以上の職員の割合が多い。
 ※: 公衆衛生獣医師: と畜検査、食品衛生、人獣共通感染症などに従事する公務員獣医師
- ・新規職員の採用が数名程度(直近2年はゼロ)。

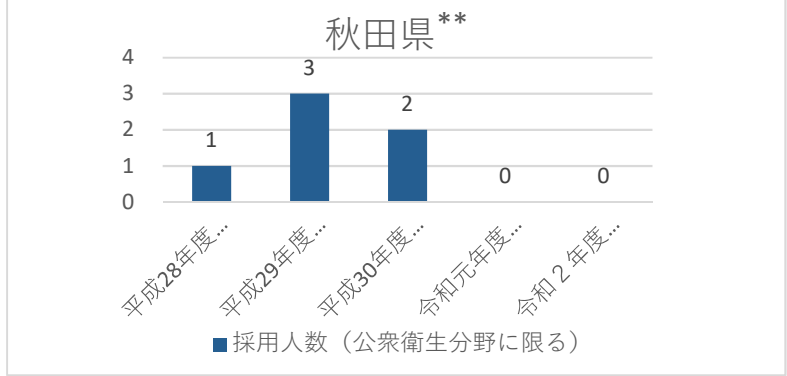
○公衆衛生獣医師の数



○公衆衛生獣医師の年齢構成の推移



○公衆衛生獣医師の採用状況



採用の取組: インターン、奨学金(県内・県外出身者)、初任給等の調整、採用試験日を複数設定(通年募集)、試験実施会場を県外にも設置、大学向け採用説明会

*農水省: 獣医師法第22条に基づく届出状況の調査結果 (平成22~30年) (注)保健所設置市を含む。

**厚労省: 管内にと畜場を有する自治体に対する調査結果 (平成28~令和2年度) (注)保健所設置市を含まない。休職者を除く。

と畜検査員による獣畜(牛、豚等)の検査(と畜検査)について

- 牛、豚等は、鶏と異なる検査実施上の特性を有しており、と畜検査は獣医学的な専門的知識を用いてあらゆる疾病等の可能性を想定して行う必要がある。
- 日本のと畜検査制度は、他国のと畜検査制度と国際的に調和済。
 - **ご提案の方法によると畜検査の簡略化の実現は困難。**
 - 別の手段で秋田県の課題を解決する方法を模索する必要あり。**

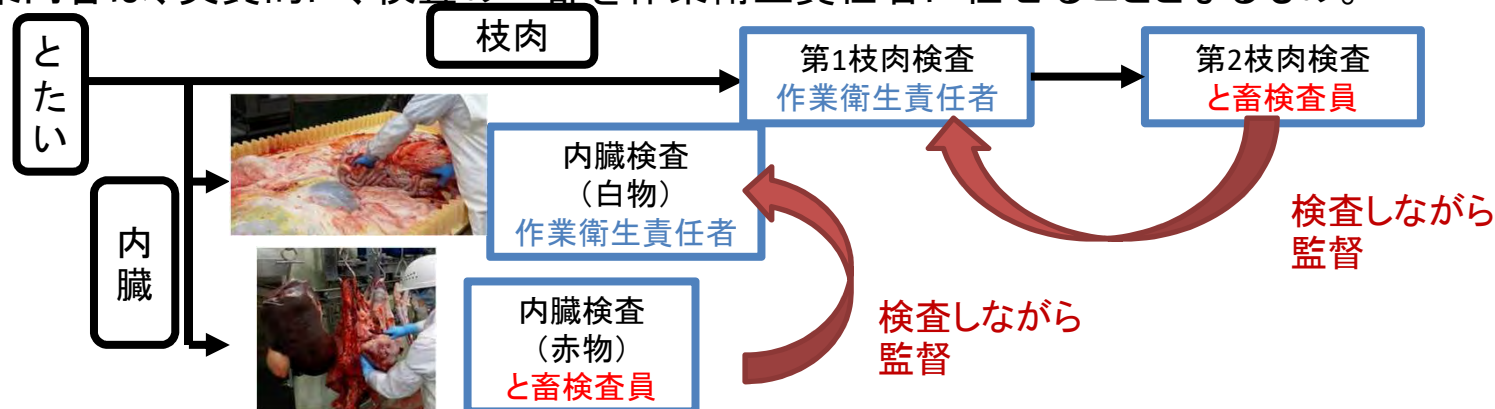
【牛、豚等と鶏の検査の比較】

→牛、豚等の検査は、鶏の検査と比較して、とさつ禁止や廃棄等の発生率が高い(高度な専門性が必須)

	牛(子牛含む)	豚	鶏(肉用鶏と採卵鶏の合計)
検査数(頭、羽)	1,047,349	16,457,835	813,697,750
とさつ・解体禁止数、全部廃棄数、部分廃棄数の合計(頭、羽)	703,267	10,128,593	28,677,928
検査数に占める割合	67.1%	61.5%	3.52%

【秋田県のと畜検査の簡略化の提案】

→ ご提案内容は、実質的に、検査の一部を作業衛生責任者に任せることとなるもの。



他の都道府県の公衆衛生獣医師の状況

(秋田県と人口の規模及び年齢構成が類似している都道府県)

当省が実施したアンケートの結果、公衆衛生獣医師の確保ができている都道府県は、**就職希望者の関心を当該都道府県に向かせる採用のための取組や、就職後のフォローアップによる魅力ある職場作り**を行っている。

【取組の例】

- 就職希望者個人に対する働きかけ
 - ・出張して個人向け説明会を開催
 - ・インターンに参加したことがある学生に、その後の大学説明会でも声かけを実施
- 初任給調整手当額を高く設定
- 就職後の学位取得を支援

一方、公衆衛生獣医師の確保に苦勞している都道府県は、採用に関する取組が、他自治体出身者を含む就職希望者の関心を呼び込むまで至っていない可能性がある。

【考えらえる確保困難の原因の例】

- 地元出身の獣医師が少ない
- 近隣自治体と給与面などの待遇に差がない(採用競争に勝てない)

公衆衛生獣医師の確保と業務効率化に向けて

アンケートの結果から、特に地方において公衆衛生獣医師(と畜検査員を含む)を確保し、有効に活用する仕組みを利用できるようにすることは重要。



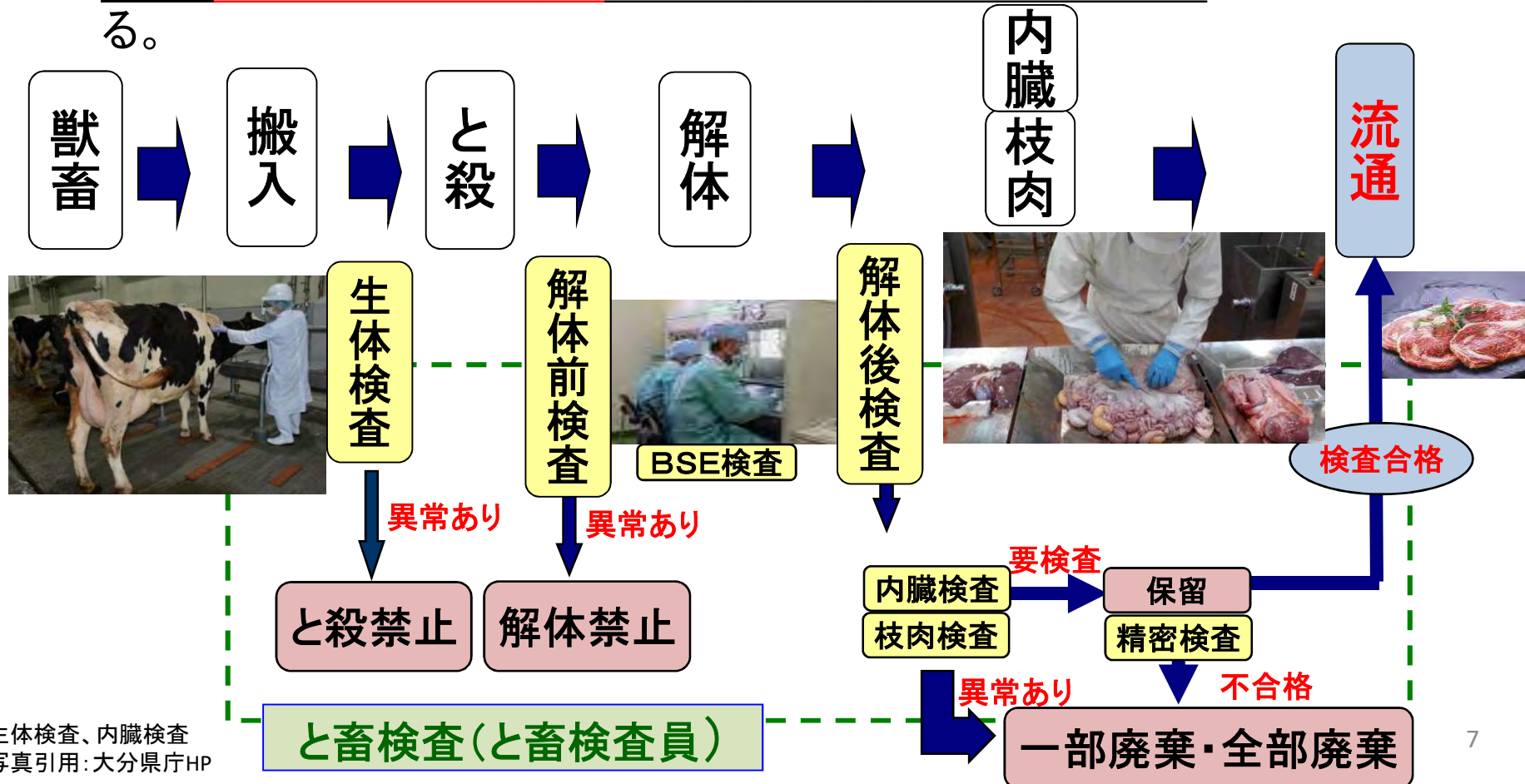
【厚生労働省の対応案】

1. 各自治体の円滑なと畜検査のための取組の情報を収集し、参考となる事例を各自治体に通知し周知
2. 公衆衛生獣医師の確保について各自治体が行う先行事例の情報を収集し、参考となる事例を各自治体に提示
3. 厚生労働省において、引き続き公衆衛生獣医師の確保やその重要性に関する情報を発信(自治体における採用情報の情報発信も検討)

以下、参考資料

(参考)と畜検査員による獣畜(牛、豚等)の検査(と畜検査)について

- と畜検査は、と畜場法(昭和28年法律第114号)第14条に基づき、獣医学的知識をもって、疾病や異常のある獣畜やその肉を、食用不可として排除するための検査。
- 検査は、生理学、解剖学、病理学、微生物学等獣医学の専門知識をもった獣医師(と畜検査員)が望診、触診、解剖等により行うこととしている。



生体検査、内臓検査
写真引用: 大分県庁HP

(参考)「食鳥検査」と「と畜検査」の比較

	食鳥検査	と畜検査
検査対象動物の月齢	<ul style="list-style-type: none"> ・若齢(肉用若鶏で60日齢) →後天的要素の影響が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢(牛:30か月齢、豚:6か月齢) →後天的要素の影響を受けやすい
検査対象動物の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の飼養管理の下、飼育された鶏群(ロット)から搬入される →疾病や異常の出現が類似 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な飼養管理下で育てられた動物が搬入される →疾病や異常の出現が個体ごとに様々
検査方法と難易度	<ul style="list-style-type: none"> ・望診、触診による ・とたいが小さいので、とたいの内外側面や内臓の状態を一度に確認可能 →1羽単位の異常の有無の判断が比較的容易 	<ul style="list-style-type: none"> ・望診、触診に加え切開する場合あり ・ある部位の疾病や異常から、他の部位への波及を想定して検査が必要 ・とたいが大きいため、部位ごとに分けて確認する必要 →1頭単位の異常の有無の判断が容易ではない
食用不適となる病変部位の廃棄方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一羽全体などの単位で廃棄するのが一般的(一部廃棄の対象は病変部位に係る筋肉、骨、臓器などの単位) →病変部分を容易に排除することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・病変部位を除去して廃棄し、その他は食用とするのが一般的(一部廃棄の対象は病変部位) →病変部位の範囲の判断が必要

○食肉の輸出

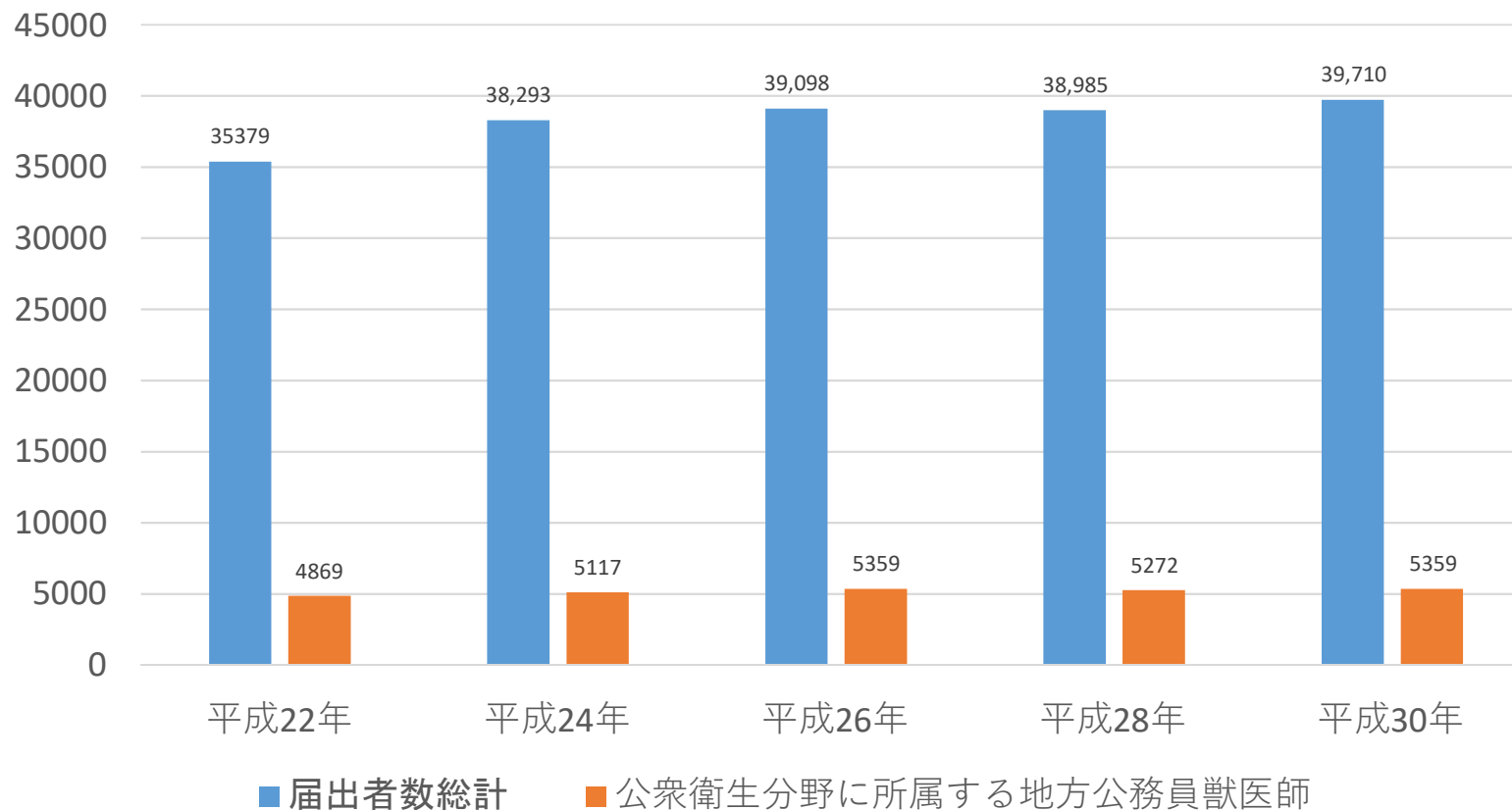
我が国から輸出される食肉について、輸出協議においてわが国のと畜検査制度が輸出先国の制度と同等であることの確認が行われている。

→食肉の輸出のために、と畜検査制度は諸外国と整合を図る必要

(参考) 全国の獣医師届出数(総数・公衆衛生)の推移 (農水省による獣医師法第22条に基づく届出状況の調査結果)

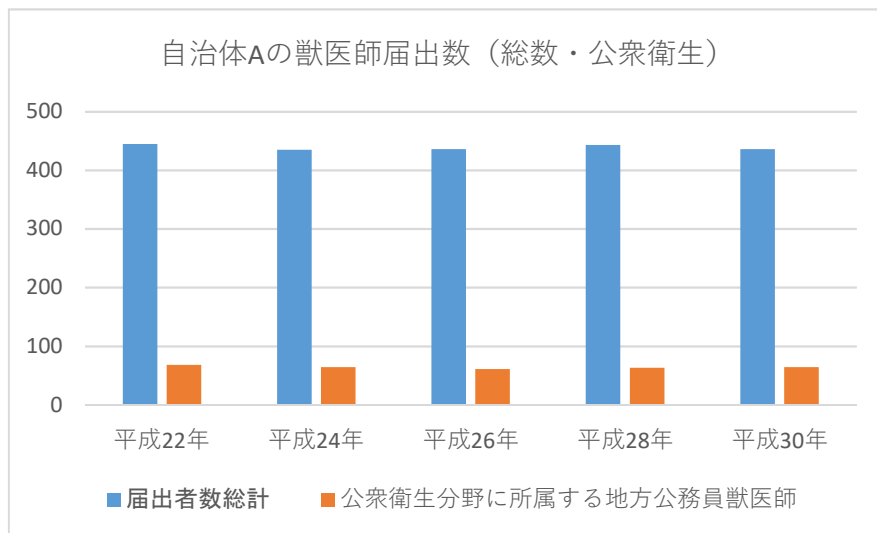
(人)

全国の獣医師届出数(総数・公衆衛生)



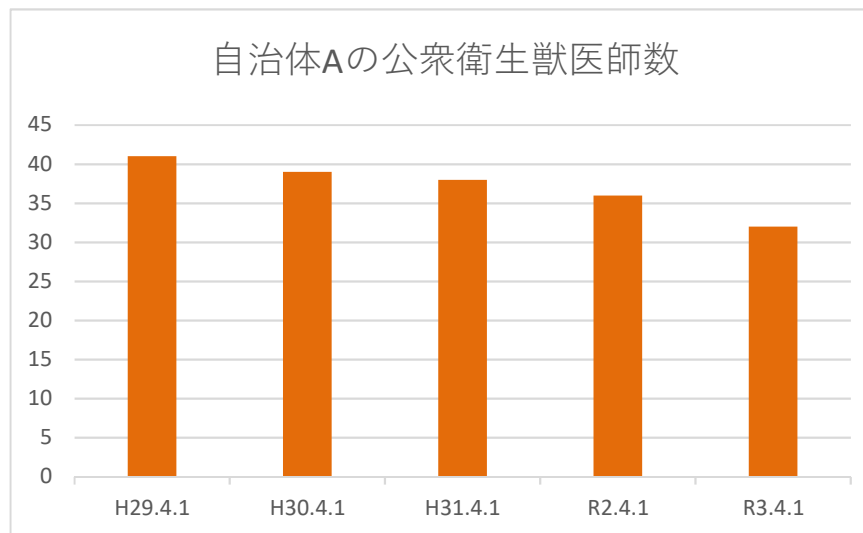
(参考)都道府県の公衆衛生獣医師数の推移(減少傾向にある都道府県)

農水省:獣医師法第22条に基づく届出状況の調査結果
(平成22～30年)



(注)保健所設置市を含む。

厚労省:管内にと畜場を有する自治体に対する調査結果
(平成28～令和2年度)



(注)保健所設置市を含まない。休職者を除く。

自治体A:人口 約110万人

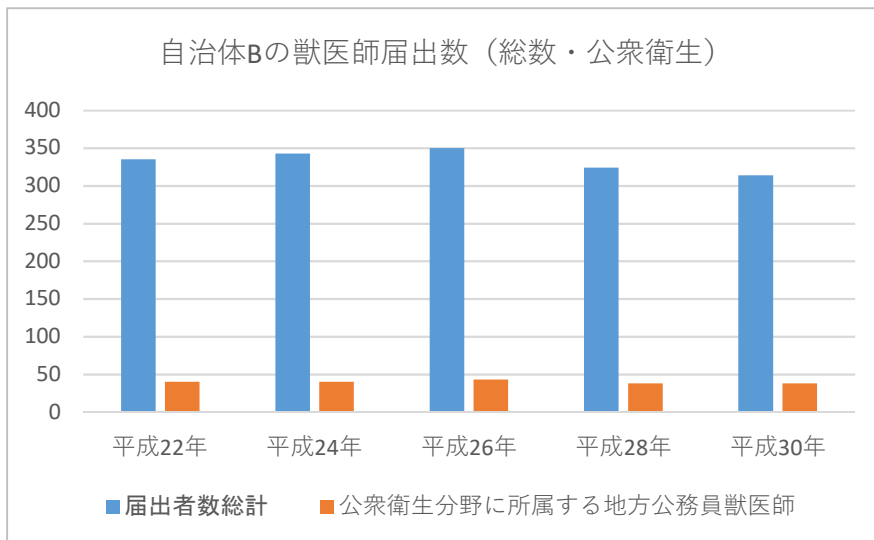
年齢構成比 0～14歳:15～64歳:65歳以上=1:5:3

減少の原因と考えられる事項

- ・地元出身の獣医師が少ないことが考えられる。
- ・近隣自治体と給与面など待遇にインセンティブがない(採用競争に勝てない)。

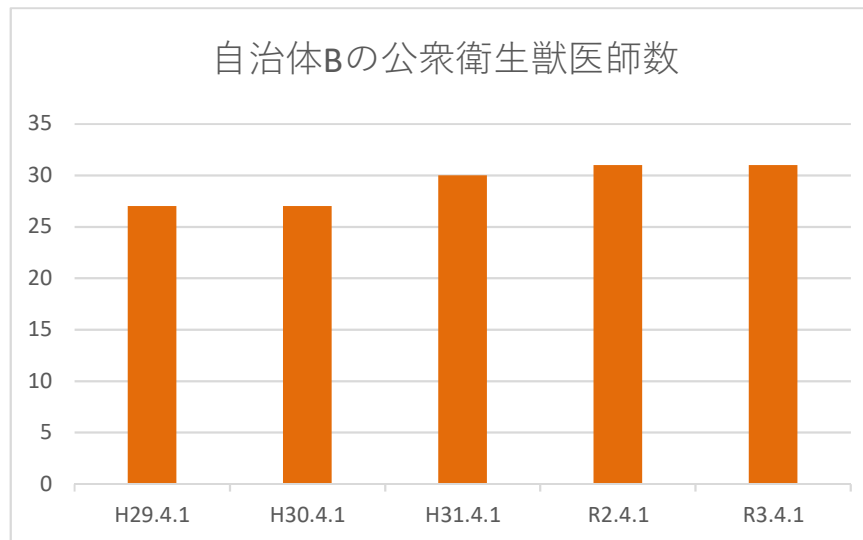
(参考)都道府県の公衆衛生獣医師数の推移(増加傾向にある都道府県)

農水省:獣医師法第22条に基づく届出状況の調査結果
(平成22～30年)



(注)保健所設置市を含む。

厚労省:管内にと畜場を有する自治体に対する調査結果
(平成28～令和2年度)



(注)保健所設置市を含まない。休職者を除く。

自治体B:人口 100万人以下

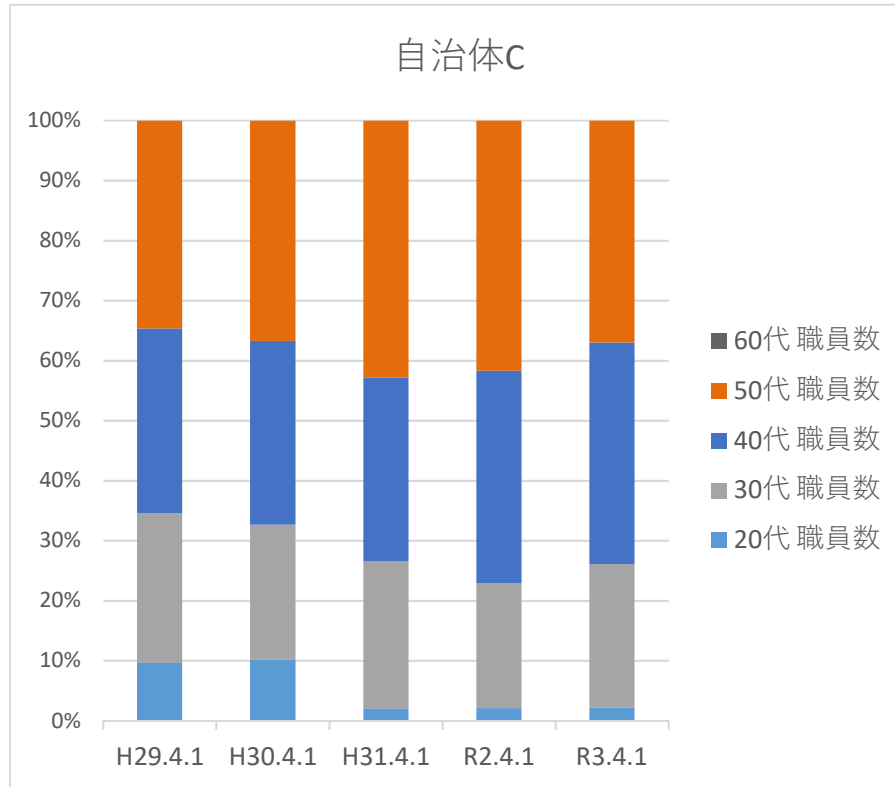
年齢構成比 0～14歳:15～64歳:65歳以上=1:4:3

増加の原因と考えられる事項

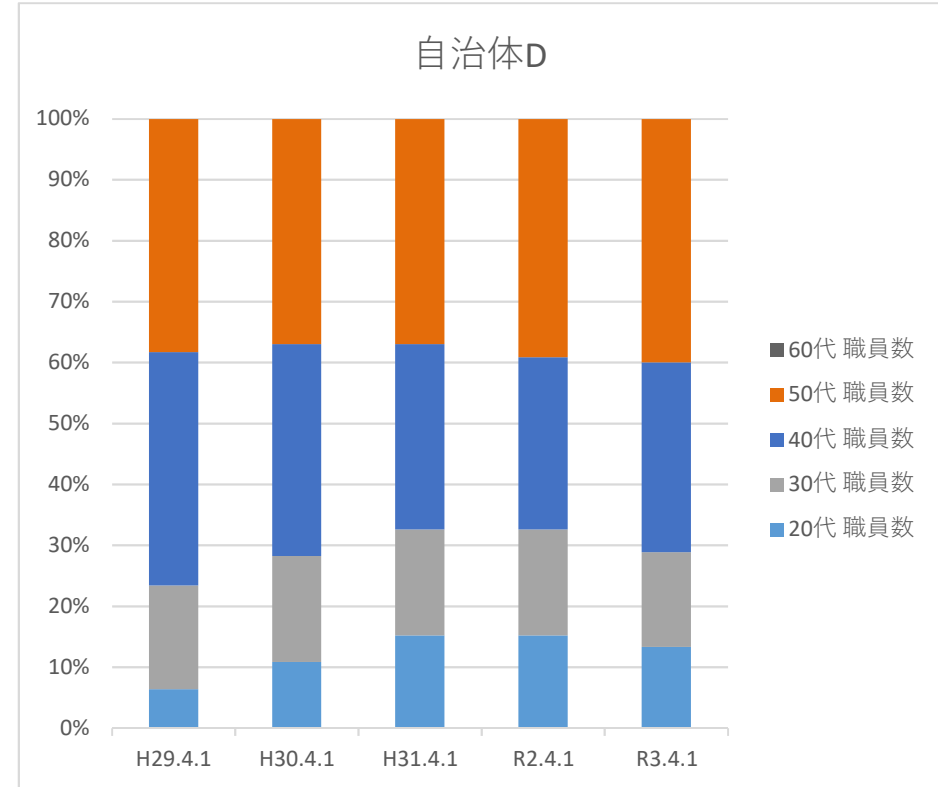
- ・奨学金制度を活用する学生の増加
- ・出張を伴う個人向け採用説明の実施
- ・就職後の学位取得を支援

(参考) 都道府県の公衆衛生獣医師の年齢構成の推移 (管内にと畜場を有する自治体に対する調査結果)

50歳代以上が約4割の都道府県 (注)保健所設置市を含まない。休職者を除く。



自治体C:人口 約140万人
年齢構成比 0～14歳:15～64歳:65歳以上
=1:5:3



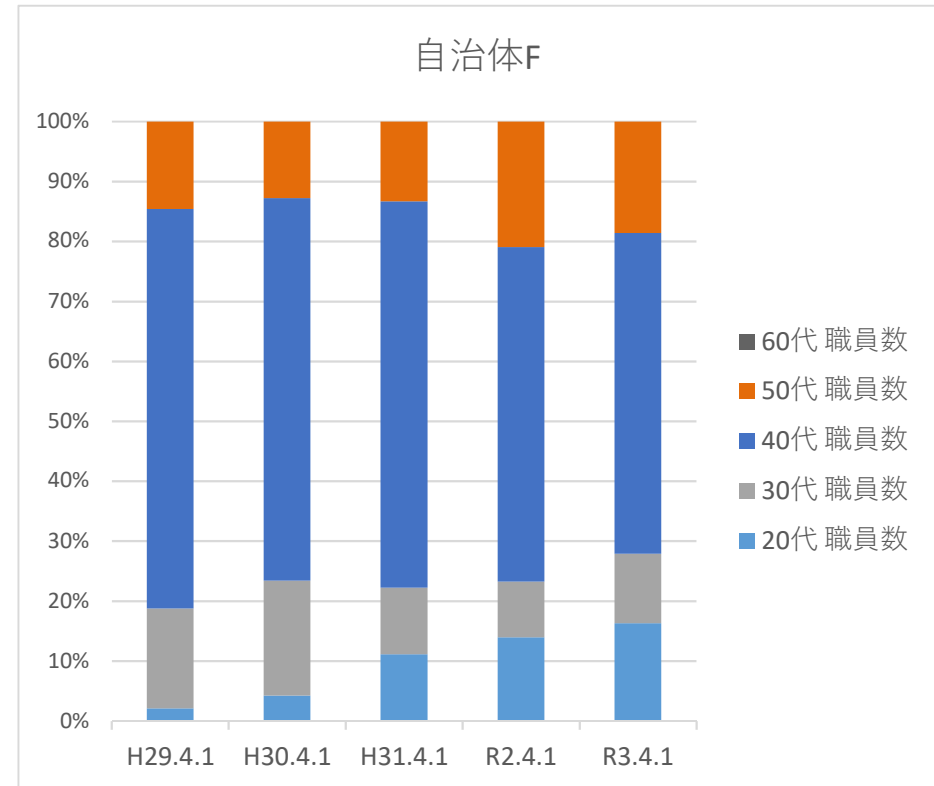
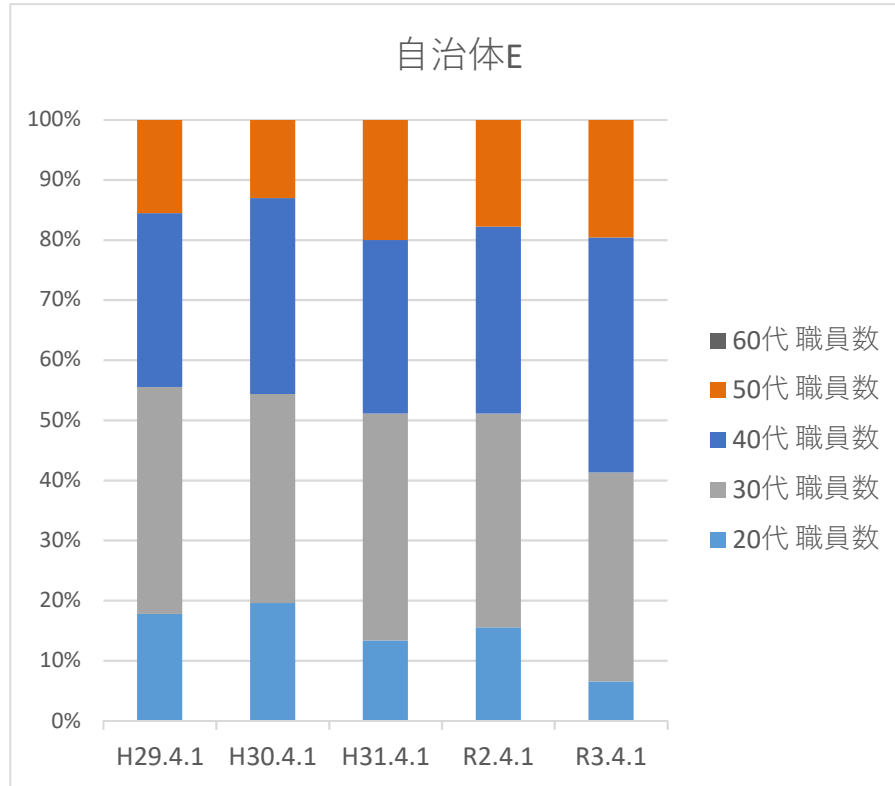
自治体D:人口 約120万人
年齢構成比 0～14歳:15～64歳:65歳以上
=1:5:3

50歳代の割合が大きい原因と考えられる事項

- ・年齢制限を廃止したことにより、中年世代の入庁が増加した
- ・若い層の就職者がいない

(参考)都道府県の公衆衛生獣医師の年齢構成の推移
 (管内にと畜場を有する自治体に対する調査結果)

50歳代以上が約2割の都道府県 (注)保健所設置市を含まない。休職者を除く。



自治体E:人口 100万人以下
 年齢構成比 0~14歳:15~64歳:65歳以上
 =1:5:3

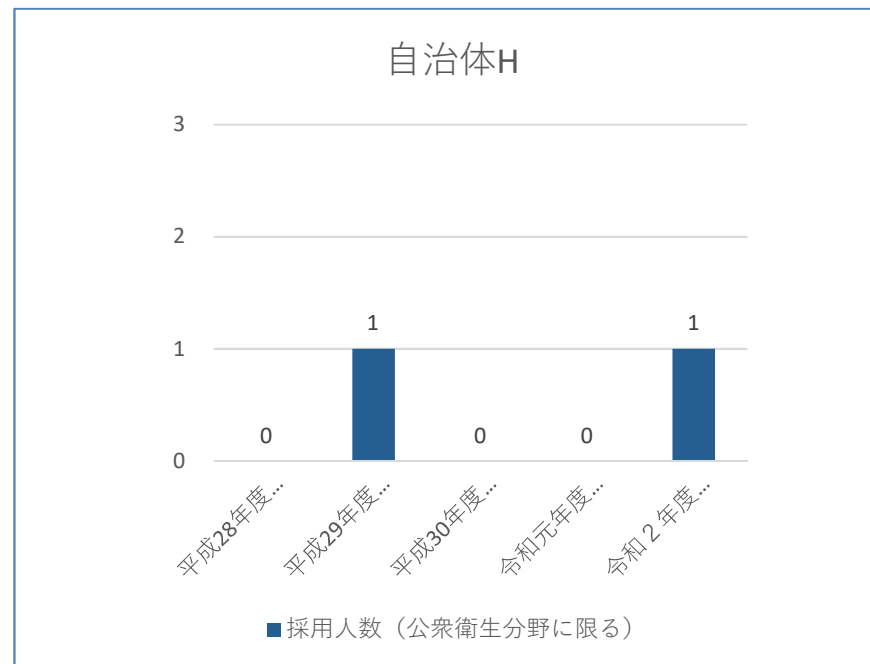
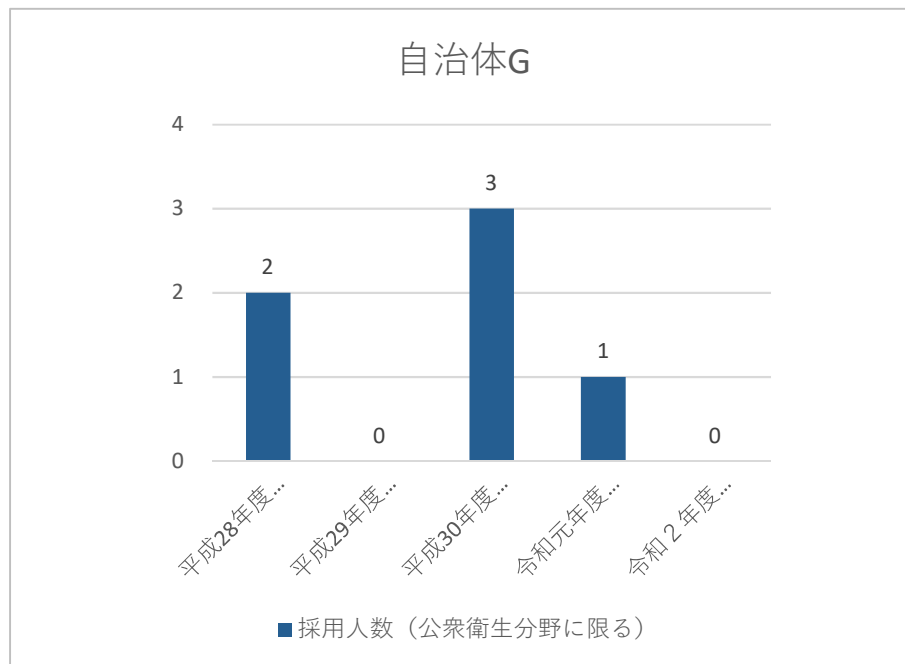
自治体F:人口 約100万人
 年齢構成比 0~14歳:15~64歳:65歳以上
 =1:5:3

50歳代の割合が小さい原因と考えられる事項

- ・初任給調整手当額が比較的高く設定されている。
- ・大学生を対象とした修学資金貸与制度を導入している。
- ・大学説明会実施時は、インターンシップに参加した学生に対して声掛けをしている。

(参考) 都道府県の公衆衛生獣医師の採用状況 (管内にと畜場を有する自治体に対する調査結果)

直近2年の採用数が0～1名の都道府県 (注)保健所設置市を含まない。



自治体G: 人口 100万人以下
年齢構成比 0～14歳:15～64歳:65歳以上
=1:5:3

自治体H: 人口 100万人以下
年齢構成比 0～14歳:15～64歳:65歳以上
=1:6:3

採用のための取組 (採用が難しい理由と考えられる事項)

・自治体G: インターン、奨学金(県内・県外出身者)、初任給等の調整、採用試験日を複数設定、試験実施会場を県外にも設置、大学向け採用説明会

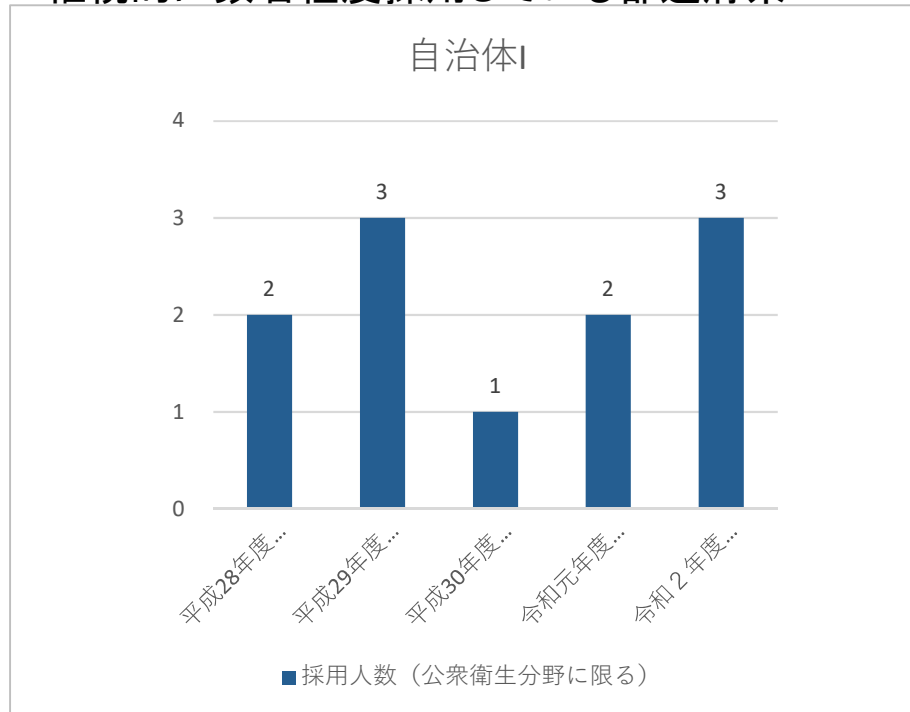
(地元出身の獣医師が少ない(地方公務員の多くは地元等縁のある自治体に就職するものと考えている)。また、他自治体と比較して、公務員獣医師職場としての魅力が少ない部分がある。)

・自治体H: インターン、初任給等の調整、試験実施会場を県外にも設置、大学向け採用説明会、社会人向けインターンシップ

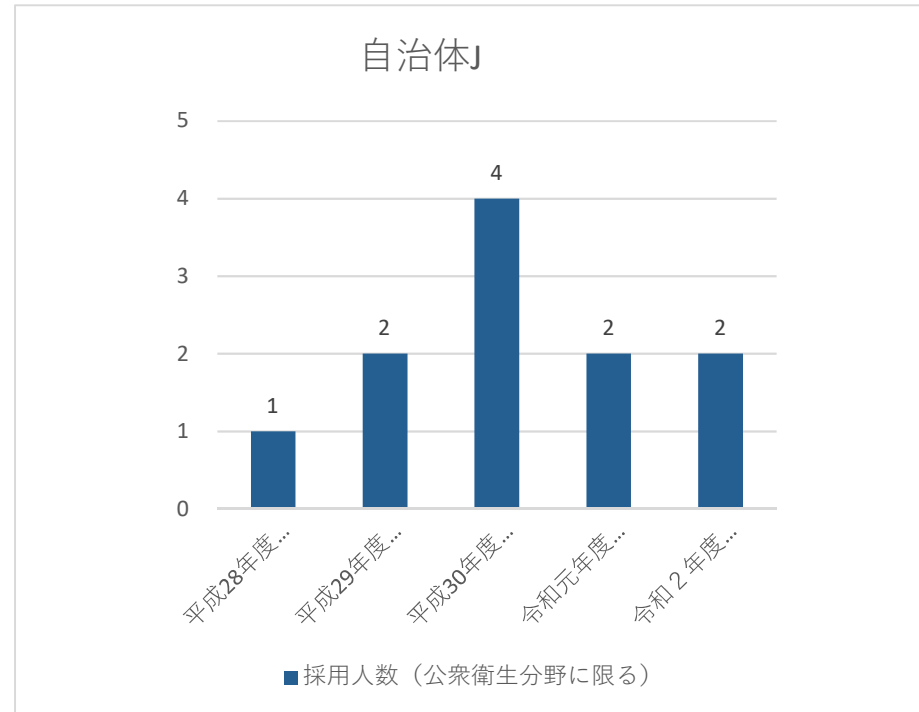
(地元出身の獣医師が少ない。獣医師を目指す人の公衆衛生分野への関心が少ない。)

(参考)都道府県の公衆衛生獣医師の採用状況 (管内にと畜場を有する自治体に対する調査結果)

継続的に数名程度採用している都道府県 (注)保健所設置市を含まない。



自治体I:人口 約100万人
年齢構成比 0～14歳:15～64歳:65歳以上
=1:5:3

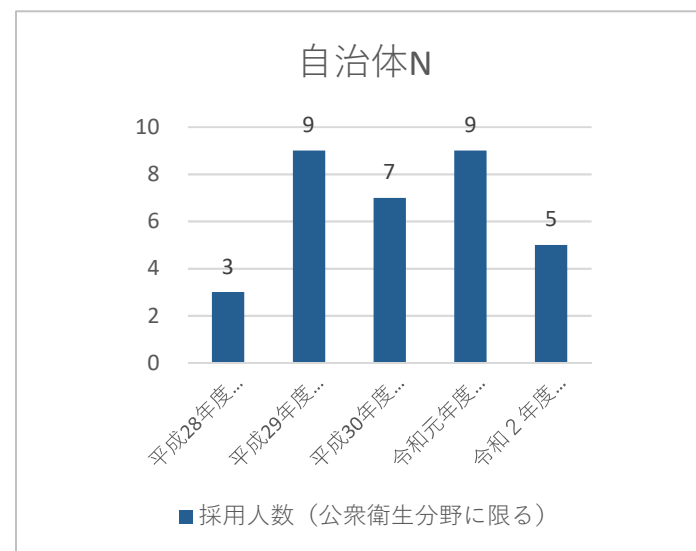
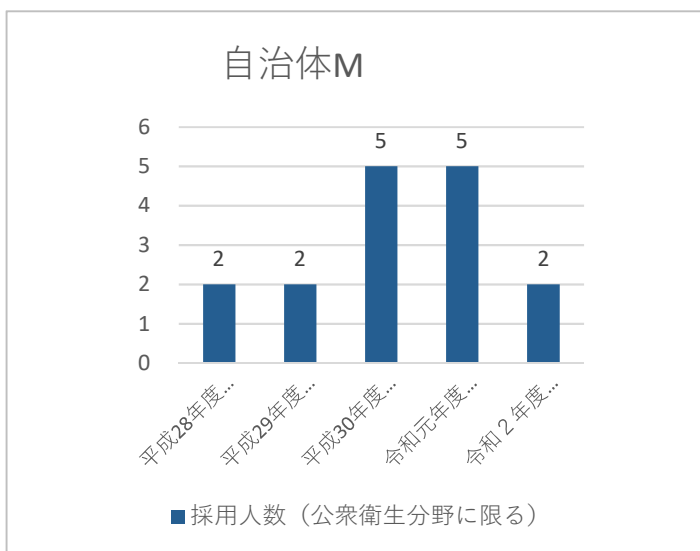
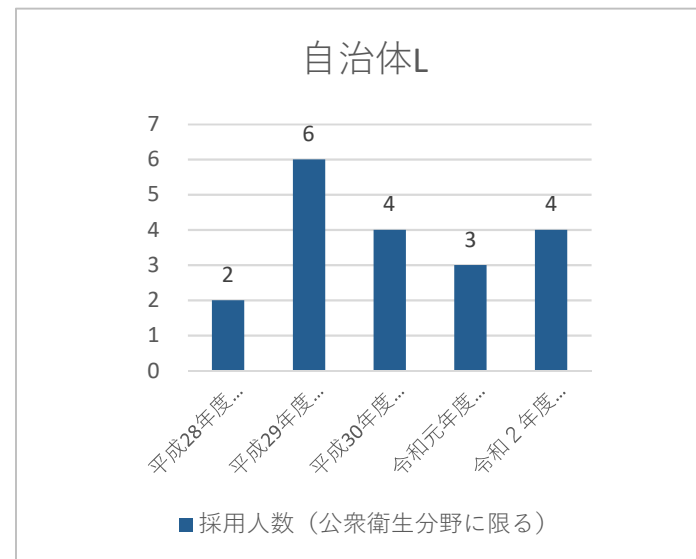
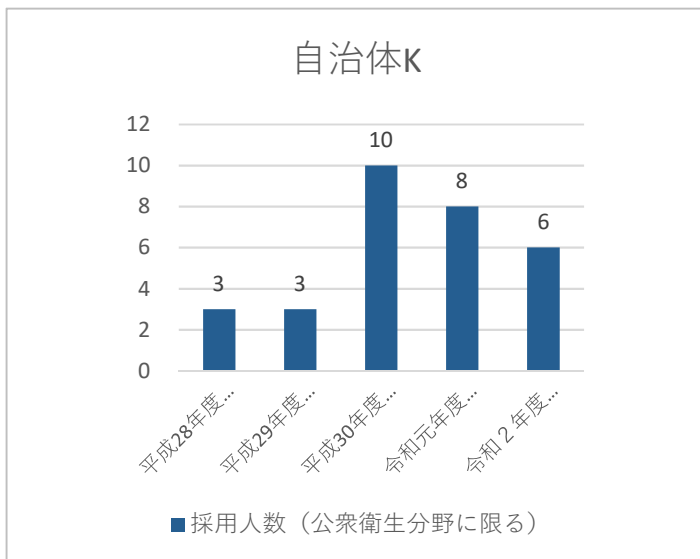


自治体J:人口 約130万人
年齢構成比 0～14歳:15～64歳:65歳以上
=1:5:3

採用のための取組 (採用ができていない理由と考えられる事項)

- 自治体I: インターン、初任給等の調整、大学向け採用説明会、学生等の研修受入、職務経験者採用制度の導入
(職務経験者枠や、VPcamp(公務員獣医師を育成するために、国、自治体、国際機関でのインターンシップを仲介する事業)を活用している。)
- 自治体J: インターン、奨学金(県内・県外出身者)、初任給等の調整、採用試験日を複数設定、試験実施会場を県外にも設置
(採用試験年齢制限を引き上げた(結果、中途採用が増えた)。)

(参考)都道府県(大都市圏)の公衆衛生獣医師の採用状況 (管内にと畜場を有する自治体に対する調査結果)



(注)保健所設置市を含まない。